

競争入札参加資格審査調書

- 1 件名 東部浄化センター運転管理業務委託
- 2 競争入札参加資格要件

次の(1)～(3)に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

なお、この書類を提出した以後に(1)から(3)に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

(1) 単独企業及び共同企業体の構成員に共通する資格要件

ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、平成31・32年度熊本市業務委託契約等又は熊本市上下水道局業務委託契約等入札参加資格申請を提出し、受理されている者であること。

登録状況及び申請状況について、それぞれ該当するものに○を記入すること。(複数選択可。)	
選 択	熊本市の業務委託等に係る参加資格者名簿に登録されている。
	熊本市上下水道局の業務委託等に係る参加資格者名簿に登録されている。
	熊本市上下水道局の業務委託等に係る参加資格者名簿への登録を申請中である。
選 択	平成31・32年度の熊本市業務委託契約等入札参加資格申請を提出し、受理されている。
	平成31・32年度の熊本市上下水道局業務委託契約等入札参加資格申請を提出し、受理されている。

- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続きの開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- オ 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号)又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(以下これを「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- キ 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- ク 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示1348号)第2条第1項の下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。
- ケ 本件入札に参加する単独企業及び共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として複数に参加していないこと。

(2) 単独企業の資格要件

ア 業務実績について

標準活性汚泥法による現有処理能力1日当たり4万立方メートル以上の下水道法(昭和33年法律第79号)で規定する下水道終末処理場の水処理施設及び濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設を併せた一連の維持管理業務を、単独で、又は共同企業体の代表構成員として履行した実績があること。

なお、当該実績については、国、地方公共団体又はそれに準ずる公的機関と直接契約したもので、同一の下水道終末処理場において3年連続し、平成20年度以降に業務完了したものであること。

イ 配置予定技術者について

次の資格及び経験を有する者を配置できること。

なお、西部浄化センター運転管理業務の入札にも参加を希望する場合は、本件と重複した配置予定技術者の申請を行うことはできない。

(7) 総括責任者として、直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道処理施設管理技術士資格者（第3種下水道技術検定又は下水道管理技術認定試験の合格者。以下同じ。）で標準活性汚泥法の下水道終末処理場における運転管理業務の総括責任者又は副総括責任者の経験を2年以上有する者を専任できること（他の業務と兼務はできない。）。

(イ) 副総括責任者として、直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道処理施設管理技術士資格者で標準活性汚泥法の下水道終末処理場における運転管理業務の総括責任者若しくは副総括責任者の経験を1年以上有する者又は下水道処理施設維持管理業務実務経験（保守点検及び運転操作監視等）を5年以上有する者を専任できること（他の業務と兼務はできない。）。

(3) その他

本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は、単体として競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、事業協同組合として(1)及び(2)イの資格要件を全て満たしていること。また、事業協同組合又は業務を担当する組合員のいずれかが、(2)アの資格要件を満たしていること。業務を担当する組合員についても併せて(1)オの資格要件を満たす者であること。

【事業協同組合として入札に参加する場合のみ記入】

業務を担当する組合員名	
※ 業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合において、うち1組合員でも(1)オに規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。	

平成 年 月 日

申請者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

【連絡担当部署】

部署名		担当者名	
電話番号		F A X	
電子メール			